



新年のご挨拶

徳島県宅地建物取引業協会 会長 出口 建夫

新年あけましておめでとうございます。

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

21世紀を迎えて早や10年が過ぎました。卯年の平成23年、ウサギは躍動感があって、生命力が強く、幸運のお守りにもなっているそうです。新年が大きく飛躍する年になるよう願っているのは私達だけではないと思います。

昨年は、デフレの現状から脱却して明るい兆しが見えてくる確かな年になるのではと大きな期待をもっていました。残念ながら円高、そして混沌とした政局の中で経済も政治も先の見えない状態がつづきました。今年こそ、現状を打破しなければという強い思いをもって、新しい動きが目に見えてくるように、経済全体を活性化するための政策を打ち立て、実行して欲しいものです。

こうした厳しい現況下ではありますが、徳島県協会と全宅連では、土地・住宅等の不動産市場の活性化の確立のため、最重要課題として昨年9月以後、平成23年度の税制改正および土地住宅政策等に関する提言を行ってまいりました。

1. 住宅に係る登録免許税の軽減措置
2. 不動産の譲渡等に係る印紙税の特例措置
3. 住宅のバリアフリー改修工事に係る所得税の特別控除
4. 住宅の省エネ改修工事に係る所得税の特別控除
5. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置
6. 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減

等は、いずれも国民の住宅取得支援、良質な住宅

の供給、流通促進を図るうえで不可欠な措置であることから、適用期限の延長を強く要望し、こうした諸策が市場活性化の刺激になるものと大きな期待をしています。

また、(社)全宅連・(社)全宅保証・(社)徳島県宅建協会は、本年度中に公益社団法人の認定申請を各県協会とともに行う予定としており、現在、鋭意準備を進めています。新公益法人制度の下においても引き続き、不動産業界の社会的信頼を高め、社会の利益増進を図る公益活動を実施するため、公益社団法人への移行をめざすという基本的な考えであります。本会のような既存の社団法人は、新制度以降、自動的に5年間は特別民法法人として存続は認められますが、新制度施行後5年以内(平成25年11月30日まで)に、公益性の認定を受けて「公益社団法人」に移行するか、または認可を受けて通常の「一般社団法人」に移行するか、いずれかを選択して申請しなければならなくなりました。期限内にどちらにも移行申請しなかった場合は解散となります。社会的信頼の維持、税制上の優遇措置を享受するためにも各団体と協力し、公益認定申請に向けて努力をしてまいります。

先輩諸氏のご指導、会員各位のご意見を拝聴しながら、業界の社会的地位の向上のために努力邁進いたします。会員皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員各位のますますのご繁栄とご健勝を祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。